

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		1
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月24日	
個人情報ファイルの名称	公職者台帳ファイル	
行政機関の名称	恵庭市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 総務課	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	功労・貢献表彰対象者の把握及び決定並びに栄典事務(叙勲・褒章)の上申を行うため 恵庭市事務分掌規則別表第1(儀式及び表彰に関すること及び栄典事務に関すること。)	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所	
記録範囲	恵庭市長、副市長、教育長並びに地方自治法第138条の4第3項及び第180条の5に定める委員等並びに栄典表彰に該当する市民	
記録情報の収集方法	相手方 ☐ 本人 ☒ 本人以外(担当課) 根拠法令 法第69条第2項第2号(恵庭市事務分掌規則別表第1(儀式及び表彰に関すること及び栄典事務に関すること。))	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☐ 委託先() ☐ 外部提供()	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	総務部総務課 恵庭市京町1番地(本庁舎2階)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	—	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		2
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年3月1日	
個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者ファイル	
行政機関の名称	恵庭市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 基地防災課	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	避難行動要支援の対象者を管理するため 災害対策基本法第49条の10(避難行動要支援者名簿の作成)、恵庭市事務分掌規則別表第1(自主防災組織の育成及び避難行動要支援者支援制度の普及に関すること。)	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7心身の状況、8家族構成、9続柄	
記録範囲	介護保険における要介護度3～5の認定者、身体障害者手帳(1・2級)の所持者、療育手帳(A判定)の所持者、精神障害者手帳(1級)の所持者、上記以外で自ら名簿への掲載と個人情報の提供を希望する者	
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(市民課、介護福祉課、障がい福祉課、えにわっこ応援センター) 根拠法令　法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市長村長等の責務)、災害対策基本法第5条の2(地方公共団体相互の協力))	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有	
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 □委託先() ■外部提供(個人情報に係る協定を締結した民生委員児童委員連絡協議会及び自治会町内会、千歳警察署、社会福祉協議会)	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	総務部基地防災課 恵庭市京町1番地(本庁舎2階)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	－	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		3
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和7年5月1日	
個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者個別避難計画ファイル	
行政機関の名称	恵庭市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 基地防災課	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	避難行動要支援者の個別避難計画作成状況、内容を管理するため 災害対策基本法第49条の14(個別避難計画の作成)、恵庭市事務分掌規則別表第1(自主防災組織の育成及び避難行動要支援者支援制度の普及に関すること。)	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7心身の状況	
記録範囲	介護保険における要介護度3～5の認定者、身体障害者手帳(1・2級)の所持者、療育手帳(A判定)の所持者、精神障害者手帳(1級)の所持者、上記以外で自ら名簿への掲載と個人情報の提供を希望する者	
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(市民課、介護福祉課、障がい福祉課、えにわっこ応援センター) 根拠法令　法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市長村長等の責務)、災害対策基本法第5条の2(地方公共団体相互の協力))	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有	
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 □委託先() ■外部提供(本人及び個別避難計画に記載された連絡協議会及び自治会町内会、千歳警察署、社会福祉協議会)	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	総務部基地防災課 恵庭市京町1番地(本庁舎2階)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	－	

[illegible]

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		5
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和5年4月1日	
個人情報ファイルの名称	法人市民税申告納付ファイル	
行政機関の名称	恵庭市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 財務室 税務課	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	法人市民税の課税事務のため 地方税法第294条(市町村民税の納税義務者等)、恵庭市事務分掌規則別表第1(法人市民税の申告納付に関すること。)	
記録項目	1識別番号、2氏名、3住所、4電話番号、5資産・収入、6税額・納税	
記録範囲	市内に事務所・事業所を有する法人	
記録情報の収集方法	相手方　■本人　□本人以外() 根拠法令　法第69条第1項(地方税法第20条の11(事業者等への協力要請)、地方税法第298条(徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る質問検査権))	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 ■委託先(住民税システム電算委託業務、保守委託業務業務(再委託)) □外部提供()	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	総務部財務室税務課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	—	

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月27日
個人情報ファイルの名称	軽自動車税賦課ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 財務室 税務課
個人情報ファイルの利用目的 （業務の根拠法令）	軽自動車税の賦課のため 地方税法第443条(軽自動車税の納税義務者等)、恵庭市事務分掌規則別表第1(軽自動車税の賦課に関すること。)
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7税額・納税、8公的扶助
記録範囲	軽自動車の定置場を市内に置いている者
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(市民課) 根拠法令　法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市町村長等の責務))、地方税法第20条の11(事業者等への協力要請))
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 ■委託先(軽自動車税システム電算委託業務、保守委託業務業務（再委託）) ☐ 外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	総務部財務室税務課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税賦課ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 財務室 税務課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	固定資産税及び都市計画税の賦課事務のため 地方税法第343条(固定資産税の納税義務者)、702条(都市計画税の課税客体等)、恵庭市事務分掌規則別表第1(土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。)
記録項目	1識別番号、2氏名、3住所、4電話番号、5家族構成、6居住状況、7資産・収入、8税額・納税、9公的扶助、10取引状況
記録範囲	市内に資産(土地・家屋・償却資産)を有する者
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(市民課、福祉課、障がい福祉課、介護福祉課、税務署、道税事務所) 根拠法令　法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市町村長等の責務)、地方税法第20条の11(事業者等への協力要請)、第408条(固定資産の実地調査))
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 ■委託先(固定資産税システム電算委託業務、保守委託業務業務（再委託）) □外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	総務部財務室税務課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		8
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和6年4月1日	
個人情報ファイルの名称	土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税賦課ファイル	
行政機関の名称	恵庭市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 財務室 税務課	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	固定資産税及び都市計画税の賦課事務のため 地方税法第343条(固定資産税の納税義務者)、702条(都市計画税の課税客体等)、恵庭市事務分掌規則別表第1(土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事 こと。償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事 こと。)	
記録項目	1識別番号、2氏名、3住所、4資産、5税額	
記録範囲	市内に資産(土地・家屋)を有する者	
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(市民課、福祉課、障がい福祉課、介護福祉課、税務署、道税事務所) 根拠法令　法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市町村長等の責務)、地方税法第20条の11(事業者等への協力要請)、第408条(固定資産の実地調査))	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 ■委託先(地番図異動修正業務) ☐ 外部提供(　　)	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	総務部財務室税務課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 ☐ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	－	

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和7年4月1日
個人情報ファイルの名称	公開型GISに係る地番図ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 財務室 税務課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	固定資産税・都市計画税の課税客体の正確な把握を行うため、また必要な課へ提供し防災マップ及び用途地域共用空間データとするため 地方税法第343条（固定資産税の納税義務者）、702条（都市計画税の課税客体等）、恵庭市事務分掌規則別表第1（土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。）
記録項目	1 土地地番
記録範囲	市内に資産（土地・家屋）を有する者
記録情報の収集方法	相手方　□本人　■本人以外（法務局、まちづくり推進課） 根拠法令　法第69条第1項（住民基本台帳法第3条（市町村長等の責務）、地方税法第20条の11（事業者等への協力要請）、第408条（固定資産の実地調査））
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 ■委託先（地番図異動修正業務　【委託先】（株）GIS北海道） ■外部提供（公開型GISとして一般市民へ提供）
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	総務部財務室税務課 恵庭市京町1番地（本庁舎1階）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有　■無 □法第60条第2項第2号（マニュアル（手作業）処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月24日
個人情報ファイルの名称	市税徴収及び滞納処分ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 財務室 債権管理課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	市税の徴収及び滞納処分事務のため 恵庭市税条例、恵庭市債権管理条例第9条(滞納処分等)、地方税法第298条(徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る質問検査権)、恵庭市事務分掌規則別表第1(市税の徴収、督促及び納税相談に関すること。市税の滞納処分に関すること。市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関すること。)
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6本籍・国籍、7住所、8電話番号、9家族構成、10続柄、11居住状況、12職業等、13資産・収入、14税額・納税、15公的扶助、16取引状況
記録範囲	納税者(原則として未納者及び滞納者)
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(市民課、税務課、金融機関等) 根拠法令　法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市町村長等の責務)、国税徴収法第141条(質問及び調査))
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 ■委託先(収納管理・滞納管理システム電算委託、保守委託業務業務（再委託）) □外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	総務部財務室債権管理課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	－

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和6年4月1日
個人情報ファイルの名称	競争入札参加者ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 財務室 管財・契約課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	市が発注する工事・設計等、物品役務に係る指名競争入札等に参加する資格を有する者に関する事務を行うため 地方自治法施行令第167条の11(指名競争入札の参加者の資格)、恵庭市事務分掌規則別表第1(入札参加資格審査申請の資格審査及び登録に関すること。)
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6電話番号、7資格、8資産・収入、9税額・納税、10取引状況
記録範囲	競争入札参加者審査申請者
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(行政書士) 根拠法令　法第69条第1項(行政書士法第1条の2(業務))
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☐ 委託先() ☐ 外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	総務部財務室管財・契約課 恵庭市京町1番地(本庁舎2階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	—

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年4月1日
個人情報ファイルの名称	ふるさと納税申込者ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画振興部 シティプロモーション課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	ふるさと納税推進事業のため 恵庭市事務分掌規則別表1(ふるさと納税推進事業に関すること。)
記録項目	1個人番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7電話番号、8メールアドレス
記録範囲	寄付者
記録情報の収集方法	相手方 ☒ 本人 ☐ 本人以外() 根拠法令()
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☒ 委託先(返礼品発送委託) ☐ 外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	企画振興部シティプロモーション課 恵庭市京町1番地(本庁舎4階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	記録項目内訳について、ワンストップ申請の場合に限り、個人番号及び電話番号を収集

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		14
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和7年4月1日	
個人情報ファイルの名称	消費生活相談情報ファイル	
行政機関の名称	恵庭市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境部 生活環境課	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	消費生活相談事業のため 消費者安全法第8条(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施)、恵庭市事務分掌規則別表第1(消費生活相談に關すること。)	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7職業等	
記録範囲	消費生活相談者	
記録情報の収集方法	相手方 ☒ 本人 ☐ 本人以外() 根拠法令()	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☐ 委託先() ☐ 外部提供()	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	生活環境部生活環境課 恵庭市京町1番地(本庁舎2階)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	—	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

15

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年4月1日
個人情報ファイルの名称	戸籍ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境部 市民課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	日本国民の親族的な身分関係を公表するため 戸籍法第7条・住民基本台帳法第3条(市町村長等の責務)、 恵庭市事務分掌規則別表第1(戸籍に関すること。)
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5本籍・国籍、6家族構成、7続柄、8婚姻歴、9居住状況
記録範囲	当市の区域内に本籍を定める者、又は定めていた者
記録情報の収集方法	相手方　■本人　□本人以外() 根拠法令()
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 □委託先() ■外部提供(他の行政機関)
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	生活環境部市民課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年4月1日
個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境部 市民課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	市町村において、住民の居住関係を公証するとともに、住民に関する事務の処理の基礎とするため 住民基本台帳法第3条(市町村長等の責務)、恵庭市事務分掌規則別表第1(住民基本台帳に関すること及び住民基本台帳ネットワークに関すること)
記録項目	1識別番号、2個人番号、3氏名、4性別、5生年月日、6本籍・国籍、7住所、8家族構成、9続柄、10居住状況、11公的扶助
記録範囲	当市の区域内に住所を有するもの(皇族等の戸籍法の適用を受けないものは除く。)
記録情報の収集方法	相手方 ☒ 本人 ☐ 本人以外() 根拠法令()
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	☒ 地方公共団体の機関内部 ☒ 委託先(保守委託業務業務（再委託）) ☒ 外部提供(他の行政機関)
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	生活環境部市民課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	有(戸籍法第113条及び第114条、住民基本台帳法第30条の35(自己の本人確認情報の訂正))
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		17
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年4月1日	
個人情報ファイルの名称	印鑑証明登録事務ファイル	
行政機関の名称	恵庭市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	住民の印鑑の登録及び証明を行うため 恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例第2条(登録の資格)、恵庭市事務分掌規則別表第1(印鑑登録証明事務に関すること。)	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所	
記録範囲	印鑑登録申請者	
記録情報の収集方法	相手方 ☒ 本人 ☐ 本人以外() 根拠法令()	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☐ 委託先() ☐ 外部提供()	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	生活環境部市民課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	—	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		18
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和6年4月1日	
個人情報ファイルの名称	畜犬の登録等ファイル	
行政機関の名称	恵庭市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境部 ゼロカーボン推進室 脱炭素推進課	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止し、及びこれを撲滅するため 狂犬病予防法第4条(登録)、狂犬病予防法施行規則第3条(登録の申請)、恵庭市事務分掌規則別表第1(畜犬取締及び野犬掃とうに関すること。)	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	畜犬登録者	
記録情報の収集方法	相手方 ☒ 本人 ☐ 本人以外() 根拠法令()	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☐ 委託先() ☒ 外部提供(転出先市町村)	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	生活環境部ゼロカーボン推進室脱炭素推進課 恵庭市京町1番地(本庁舎2階)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	—	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

19

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月27日
個人情報ファイルの名称	産業廃棄物及び事業系一般廃棄物搬入事業者契約ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境部 ゼロカーボン推進 室廃棄物管理課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	廃棄物の適正な運搬の処理を行うため 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項(事業者の処理)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)
記録項目	1識別番号、2氏名、3住所、4電話番号、5メールアドレス、6職業等
記録範囲	産業廃棄物及び事業系一般廃棄物搬入事業者
記録情報の収集方法	相手方 ☒ 本人 ☐ 本人以外() 根拠法令()
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☒ 委託先（焼却施設長期包括的管理運営事業、ごみ処理場 運転管理委託、リサイクルセンター運転管理委託） ☐ 外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	生活環境部ゼロカーボン推進室廃棄物管理課 恵庭市京町1番地(本庁舎2階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月27日
個人情報ファイルの名称	生活保護ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部 福祉課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	生活保護法による保護の決定及び実施のため 生活保護法第19条(実施機関)、恵庭市事務分掌規則別表第1(生活保護に関すること。)
記録項目	1識別番号、2個人番号、3氏名、4性別、5生年月日、6年齢、7本籍・国籍、8住所、9電話番号、10心身の状況、11家族構成、12続柄、13婚姻歴、14居住状況、15職業等、16学業等、17資産・収入、18税額・納税、19公的扶助、20要望・相談内容
記録範囲	生活保護受給者、申請者、相談者、廃止者、扶養義務者、民生委員等
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(市民課、税務課、債権管理課、障がい福祉課、介護福祉課、金融機関、雇用主等) 根拠法令　法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市町村長等の責務)、生活保護法第29条(資料の提供等))
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☐ 委託先 ☐ 外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	保健福祉部福祉課 恵庭市京町1番地(本庁舎2階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		21
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和6年4月1日	
個人情報ファイルの名称	国民健康保険資格得喪ファイル	
行政機関の名称	恵庭市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部 国保医療課	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	国民健康保険被保険者に係る資格管理事務のため 国民健康保険法第4条(国、都道府県及び市町村の責務)、恵庭市国民健康保険施行規則第3条(被保険者台帳の作成)、恵庭市事務分掌規則別表第1(国民健康保険の資格得喪に関すること。)	
記録項目	1識別番号、2個人番号、3氏名、4性別、5生年月日、6年齢、7住所、8電話番号、9家族構成、10続柄、11学業等、12資産・収入、13税額・納税、14公的扶助、15取引状況、16要望・相談内容、17その他(加入喪失年月日等)	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	相手方 ■本人 ■本人以外(市民課、福祉課、税務課、北海道国民健康保険団体連合会) 根拠法令 法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市長村長等の責務)、国民健康保険法第113条の2(資料の提供等))	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有	
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 ■委託先(賦課業務電算委託、国保事務処理標準システム保守及び利用者支援委託) ■外部提供(北海道国民健康保険団体連合会)	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	保健福祉部国保医療課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	—	

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和6年4月1日
個人情報ファイルの名称	国民健康保険税賦課ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部 国保医療課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	国民健康保険被保険者(みなし世帯主を含む。)の賦課決定及び還付手続のため 国民健康保険法第4条(国、都道府県及び市町村の責務)、地方税法、恵庭市国民健康保険税条例、恵庭市事務分掌規則別表第1(国民健康保険税の賦課に関すること。)
記録項目	1識別番号、2個人番号、3氏名、4性別、5生年月日、6年齢、7住所、8電話番号、9家族構成、10続柄、11資産・収入、12税額・納税、13公的扶助、14取引状況、15要望・相談内容、16その他(加入喪失年月日等)
記録範囲	国民健康保険被保険者(みなし世帯主を含む。)
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(市民課、福祉課、税務課) 根拠法令　法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市長村長等の責務)、国民健康保険法第113条の2(資料の提供等)、地方税法298条(徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る質問検査権))
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 ■委託先(賦課業務電算委託、国保事務処理標準システム保守及び利用者支援委託業務（再委託）) □外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	保健福祉部国保医療課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	－

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月27日
個人情報ファイルの名称	国民健康保険医療給付ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部 国保医療課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	国民健康保険被保険者に係る保険給付事務のため 国民健康保険法第36条(療養の給付)、恵庭市国民健康保険条例、恵庭市事務分掌規則別表第1(国民健康保険の医療給付に関すること。)
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7住所、8電話番号、9家族構成、10資産・収入、11税額・納税、12公的扶助、13要望・相談内容、14その他(加入喪失年月日等)
記録範囲	国民健康保険被保険者
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(市民課、福祉課、税務課、北海道国民健康保険団体連合会) 根拠法令　法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市長村長等の責務)、国民健康保険法113条の2(資料の提供等))
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 □委託先() □外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	保健福祉部国保医療課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月27日
個人情報ファイルの名称	特定健診受診券送付ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部 国保医療課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	国民健康保険被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化のため 高齢者の医療の確保に関する法律第29条の2(市町村の行う特定健康診査等の対象者の範囲)、恵庭市国民健康保険条例、恵庭市事務分掌規則別表第1(特定健診及び特定保健指導(他の所管に属するものを除く。))に関すること。)
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所
記録範囲	当該年度30～74歳に到達する国民健康保険被保険者。当該年度に75歳に達する国民健康保険被保険者で誕生日の前日までの者
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(北海道国民健康保険団体連合会) 根拠法令　法第69条第1項(高齢者の医療の確保に関する法律第165条の3(関係者の連携及び協力))
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 ■委託先(当初受診券一括印刷業務委託) □外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	保健福祉部国保医療課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		25
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月27日	
個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療ファイル	
行政機関の名称	恵庭市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部 国保医療課	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	被保険者の各種届出の受付、資格確認書等の発行並びに保険料の徴収及び収納のため 高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令、恵庭市事務分掌規則別表第1(後期高齢者医療の賦課徴収に関すること。)	
記録項目	1識別番号、2個人番号、3氏名、4性別、5生年月日、6年齢、7住所、8家族構成、9資産・収入、10税額・納税、11公的扶助、12取引状況	
記録範囲	75歳以上及び一定の障がいのある65歳以上75歳未満の高齢者本人及び世帯構成員	
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(市民課、税務課、福祉課、介護福祉課、障がい福祉課、北海道国民健康保険団体連合会)根拠法令　法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市長村長等の責務)、高齢者の医療の確保に関する法律第165条の3(関係者の連携及び協力))	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有	
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 □委託先() ■外部提供(北海道後期高齢者医療広域連合)	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	保健福祉部国保医療課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	—	

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月27日
個人情報ファイルの名称	後期高齢者健康診査ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部 国保医療課
個人情報ファイルの利用目的 （業務の根拠法令）	後期高齢者医療保険の被保険者の健康診査を実施し、生活習慣病の予防を図るため 高齢者の医療の確保に関する法律、恵庭市事務分掌規則別表第1（後期高齢者の健康診査及び歯科健康診査に関すること。）
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6心身の状況、7趣味・嗜好
記録範囲	後期高齢者医療保険加入者
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外（北海道国民健康保険団体連合会） 根拠法令　法第69条第1項（高齢者の医療の確保に関する法律第165条の3（関係者の連携及び協力））
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 □委託先（　　　　　　　　　　　） ■外部提供（北海道国民健康保険団体連合会）
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	保健福祉部国保医療課 恵庭市京町1番地（本庁舎1階）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号（マニュアル（手作業）処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		27
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月27日	
個人情報ファイルの名称	後期高齢者歯科健康診査ファイル	
行政機関の名称	恵庭市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部 国保医療課	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	後期高齢者医療保険の被保険者の歯科検診を実施し、生活習慣病の予防を図るため 要綱、恵庭市事務分掌規則別表第1(後期高齢者の健康診査及び歯科健康診査に関すること。)	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7電話番号、8心身の状況、9趣味・嗜好	
記録範囲	後期高齢者医療保険加入者	
記録情報の収集方法	相手方 ☒ 本人 ☐ 本人以外() 根拠法令()	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有	
記録情報の経常的提供先	☒ 地方公共団体の機関内部 ☐ 委託先() ☐ 外部提供()	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	保健福祉部国保医療課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	—	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		28
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月27日	
個人情報ファイルの名称	重度心身障害者、子ども、ひとり親家庭等医療助成ファイル	
行政機関の名称	恵庭市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部 国保医療課	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	重度心身障害者、子ども、ひとり親等の医療費助成事務における資格審査及び給付のため 恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例、恵庭市子ども医療費助成に関する条例、恵庭市事務分掌規則別表第1(重度心身障害者、子ども、ひとり親家庭等医療費助成に関すること。)	
記録項目	1識別番号、2個人番号、3氏名、4性別、5生年月日、6年齢、7住所、8電話番号、9家族構成、10続柄、11居住状況、12資産・収入、13税額・納税、14公的扶助、15取引状況	
記録範囲	各医療費受給者及びその扶養義務者	
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(市民課、税務課、福祉課、障がい福祉課、えにわっこ応援センター、医療機関、保険者) 根拠法令　法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市長村長等の責務)、恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条(特定個人情報の提供))	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有	
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 ☐ 委託先() ☐ 外部提供()	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	保健福祉部国保医療課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	—	

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月27日
個人情報ファイルの名称	障害者手帳交付等ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保健福祉部 障がい福祉課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	身体障害者手帳の交付等のため 身体障害者福祉法施行令第4条(身体障害者手帳の申請)、恵庭市事務分掌規則別表第1(障がい者の福祉に関すること。)
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7電話番号
記録範囲	申請者及びその家族
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(市民課) 根拠法令　法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市長村長等の責務))
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 □委託先() □外部提供() 根拠法令　法第69条第1項(地方税法第20条の11(事業者等への協力要請))
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	保健福祉部障がい福祉課 恵庭市京町1番地(本庁舎2階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月27日
個人情報ファイルの名称	介護保険システム
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	保険福祉部 介護福祉課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	介護保険の資格及び認定情報管理、保険料の賦課及び徴収、受給者管理、給付実績管理事務、介護予防・日常生活支援事業に係る業務等、介護保険制度の適性かつ円滑な事務処理のため 介護保険法第5条(国及び地方公共団体の責務)、恵庭市事務分掌規則別表第1(介護保険の給付に関すること、介護保険料の賦課及び徴収に関すること等)
記録項目	1識別番号、2個人番号、3氏名、4性別、5生年月日、6年齢、7住所、8電話番号、9心身の状況、10家族構成、11続柄、12居住状況、13資産・収入、14税額・納税、15公的扶助、16要望・相談内容、17その他(口座情報等)
記録範囲	被保険者及びその家族
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(市民課、税務課、債権管理課、他の行政機関・独立行政法人及び国民健康保険団体連合会) 根拠法令　法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市長村長等の責務)、介護保険法第134条(年金保険者の市町村に対する通知)、第202条(被保険者等に関する調査)、第203条(資料の提供等))
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有
記録情報の経常的提供先	■地方公共団体の機関内部 ■委託先(介護保険システム運用・保守委託) ■外部提供(特別徴収義務者、北海道国民健康保険団体連合会) 根拠法令　法第69条第1項(介護保険法第136条(特別徴収額のお知らせ等))
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	保健福祉部介護福祉課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	－

[illegible]

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		32
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年4月1日	
個人情報ファイルの名称	児童手当支給ファイル	
行政機関の名称	恵庭市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部 えにわっこ応援センター	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	児童手当支給事務のため 児童手当法第8条(支給及び支払)、恵庭市事務分掌規則別表第1(児童手当に関すること。)	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7電話番号、8家族構成、9続柄、10居住状況、11その他(口座情報、所得情報、支払履歴)	
記録範囲	児童手当受給者、配偶者、対象児童	
記録情報の収集方法	相手方 ☒ 本人 ☒ 本人以外(市民課・税務課・他市町村) 根拠法令 法第69条第1項(住民基本台帳法第3条(市長村長等の責務)、児童手当法第28条(資料の提供等))	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	☒ 地方公共団体の機関内部 ☒ 委託先(児童手当事務処理電算委託、保守委託業務業務(再委託)) ☐ 外部提供()	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	子ども未来部えにわっこ応援センター 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	—	

[illegible]

[illegible]

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月27日
個人情報ファイルの名称	債権者口座登録ファイル
行政機関の名称	恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	会計室 会計課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	市の債権債務関係等における一連の公金支払い手続のため 地方自治法施行令第165条の2(口座振替の方法による支出)、恵庭市事務分掌規則別表第2(支出事務に関すること。)
記録項目	1個人番号、2氏名、3生年月日、4住所、5電話番号、6その他(口座振込を希望する預金口座情報)
記録範囲	債権者(口座登録申出書を提出した者)
記録情報の収集方法	相手方 ☒ 本人 ☐ 本人以外() 根拠法令()
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	☒ 地方公共団体の機関内部 ☐ 委託先() ☐ 外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	会計室会計課 恵庭市京町1番地(本庁舎1階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—